



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委規則】**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 （義務教育課） 2

**【教委告示】**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得  
基準の一部改正 （義務教育課） 2

**教 育 委 員 会 規 則**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

**島根県教育委員会規則第4号**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 栄養教諭（栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合）

第 1 欄	第 2 欄			第 3 欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年 <sup>文部省令</sup> 厚生省第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
3	32	2	6	40
4	28	2	5	35
5	24	2	4	30
6	20	2	3	25
7	16	1	3	20
8	12	1	2	15
9	7	1	2	10

第28条第1項第8号ア中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同号イ中「附則第29項及び第30項」を「附則第34項及び第35項」に改める。

第29条中「及び次の各号の」を「の規定並びに免許法施行規則第11条から第13条まで及び第15条から第18条の2までの規定並びに同規則附則第2項から第12項まで及び第33項から第35項までの規定を適用する」に改め、同条各号を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示****島根県教育委員会告示第3号**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準（平成11年島根県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成25年3月29日から施行する。

平成25年 3月29日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

第1項第1号の表中「第3条」を「第4条」に、「第4条」を「第5条」に改め、同項第2号中「第3条」を「第4条」に、「第4条」を「第5条」に改める。

第2項に次の1号を加える。

(4) 栄養教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	修得することを要する単位数	最低修得単位数										
		教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会(提)供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	道徳及び特別活動に関する内容	教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
栄養教諭	一種免許状	4 単位数以上	2 単位数以上					2 単位数以上				
	4 単位数未満	1 単位数以上	1 単位数以上					1 単位数以上				

第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 管理栄養士学校指定規則(昭和41年<sup>文部省</sup>令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目<sup>厚生省</sup>

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数
栄養教諭 一種免許状	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容のうち1以上の科目について、それぞれ同表に定める単位数以上

5 栄養に係る教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数
栄養教諭 一種免許状	免許法施行規則第10条の3に規定する事項を含む科目について1単位数以上